第十二百二十号

八月二十日 月

Ξ

日

平成十三年

曜

目 次

示

道路の供用開始......

公

山梨県ナー スセンター の事務所所在地の変更......

建設業法に基づく監督処分......

基本測量の実施.....

示

告

山梨県告示第三百七十四号

設部において、この告示の日から平成十三年九月十日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道 山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建

平成十三年八月二十日

山梨県知事 天

野

建

県道 種道 類路 の 道線玉穂中 路 線 名 田九六番の一地先まで中巨摩郡玉穂町大字乙黒字五反一二八五番の三地先から中巨摩郡玉穂町大字成島字中田中巨摩郡玉穂町大字成島字中田 X 間 へ延 メー 四〇・〇 ト ル) 長 日八平月成二十三十三年 期日開始の

公 告

山梨県ナー スセンター の事務所所在地の変更

の規定により、 看護婦等の人材確保の促進に関する法律 (平成四年法律第八十六号) 第十四条第四項 山梨県ナースセンターに指定している社団法人山梨県看護協会から事務

Щ

梨 県

公

報

第千二百二十号

平成十三年八月二十日

所所在地の変更の届出があったので、 平成十三年八月二十日 同条第五項の規定により、 次のとおり公示する。

山梨県知事 天 野

建

変更後の事務所所在地 甲府市東光寺二丁目二十五番一号

変更年月日 平成十三年八月十五日

変更の理由 山梨県看護協会事務所所在地の移転による住所地変更のため

建設業法に基づく監督処分

四六五

命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定により、 営業の停止を

平成十三年八月二十日

山梨県知事 天 野

建

処分をした年月日 平成十三年八月十日

. 四六六 . 四六五 . 四六五

処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 産基建設株式会社

2 主たる営業所の所在地
甲府市善光寺三丁目二十八番四号

代表者の氏名 清水嘉幸

許可番号 山梨県知事許可 (特 一二)第二五〇五号

兀 る次に掲げる条件に該当する営業の停止 処分の内容 平成十三年八月十一日から平成十三年九月九日までの三十日間におけ

次のいずれかに該当する建設業の営業であること

建築工事業

1

で下請契約を締結して行うものをいう。) 注者から直接建築一式工事を請け負った建設業を営む者又はその下請負人との間 土木工事業及び建築工事業以外の建設業のうち、建築一式工事に係るもの(発

2 次のいずれかに該当する建設工事であること。

ア 共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和二十四年建設省令 国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表一に掲げる公

第十四号) 第十八条に規定する法人が発注者であるもの。 その建設費について国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けているもの(

五 四十五号)第六十条及び第二百四十六条第一項の規定に違反したため、 処分の原因となった事実 二に掲げる建設業者の役員が、刑法 (明治四十年法律第 アに該当するものを除く。) 甲府地方裁判

所から懲役刑に処する旨の判決を受け、この判決が確定した。

日村及び鳴沢村		一 作業種類 基本測量 (火山基本図作成)	山梨県知事 天 野 建	平成十三年八月二十日	あった。	八月二日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知が「ジュージー・アイン・ディー・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン	則量去~召印二十四年去聿第5八十八号)第十四条第一頁の現定こより、平成十三年●○基本測量の実施	山 秀 県 夕 幹 第千二百二十号 平成十三年/月二十日

発行者

Щ 梨 県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所(㈱サンニチ印刷)甲府市北口二丁目六番